

第3章 銀行による普通預金の取引停止・口座解約

中田 裕康

1 普通預金口座の不正利用をめぐる問題

(1) 不正利用の目的

普通預金口座が不正な目的で利用されることは、かねてからあった。脱税目的や犯罪行為資金保管目的で、架空名義又は他人名義の口座を利用するなどである。これに対し、近年では、銀行決済のオンライン化の発達に伴い、違法金融業者や詐欺行為者が相手方に資金を振り込ませるために、不正に取得した口座を利用することが増えている。口座の不正利用は、資金隠匿の目的だけでなく、決済機能の悪用の目的でなされる形態が急増しているといわれるゆえんである⁽¹⁾。

(2) 立法的対応

預金口座の不正利用に対しては、様々な立法的対応がとられてきた。まず、1991年に麻薬特例法（平成3年法律第94号「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」）が制定され、マネー・ローンダリングの防止のため、金融機関等は「疑わしい取引の届出」が義務づけられた。1999年には、組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律」）が制定され、「疑わしい取引の届出」制度の対象となる犯罪が拡充された（54条）。2002年には、本人確認法（平成14年法律第32号「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」）の制定及び外為法（昭和24年法律第228号「外国為替及び外国貿易法（1997年改正後の名称）」）の改正があり、金融機関等は、取引開始段階に顧客等の本人確認をすることが求められ、顧客等がこれに応ずるまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができることとなった（本人確認法〔改正前〕1条・6条、外為法18条・18条の2）。さらに、2004年には、本人確認法が改正され、名称も「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」と改められた（同年12月30日施行）。この改正により、同法の目的として「預金口座等の不正な利用の防止を図ること」が追加され（本人確認法1条）、他人名義の預金口座の不正利用の禁止、不正利用目的での口座の売買・譲渡などが規定された（同16条の2）⁽²⁾。

(3) 行政庁及び銀行の対応

政府間機関であるFATFが「40の勧告」(注(2)参照)を表明したのを受け、大蔵省は、1990年6月に顧客の本人確認義務等にかかる銀行局長通達を出し、銀行側でも、同年10月からマネー・ローンダリングの防止に関する本人確認の取扱いを開始した。さらに、組織的犯罪処罰法の施行に伴い、2000年12月、全国銀行協会（以下、全銀協という）は、預金口座の不正利用防止対策等のため、本人確認についてのガイドラインを設けるとともに⁽³⁾、普通預金規定ひな型（以下、普通預金規定という）などを改正した⁽⁴⁾。

普通預金規定の改正の眼目は、従来、普通預金については、預金者からの解約に関する規定しかなかったのに対し、銀行からも「預金取引を停止」し又は「預金口座を解約」できる場合のあることを明文化したことである。取引停止・口座解約が可能なのは、①架空名義口座又は名義人の意思によらずに開設された他人名義口座であることが明らかになった場合、②「預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳」について無断譲渡、質入れ等があった場合、③「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」である（10条2項）。

金融庁では、前記の諸立法及び普通預金規定改正を受け、2003年9月12日付で事務ガイドラインを改訂し、本人確認法による本人確認、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出、預金規定による預金取引停止・口座解約の実施など、預金口座の不正利用防止のための内部管理体制の構築を、新たにチェック項目とした⁽⁵⁾。

改正された普通預金規定に基づく取引停止・口座解約は、2003年9月の金融庁事務ガイドライン改訂の頃から急増した。下表は、全銀協が正会員・準会員180行余りに対して行ったアンケートの結果である⁽⁶⁾。最近の銀行側の積極的な対応が数字からも伺われる。

〔口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況〕

時 期	①利用停止	②強制解約等	③うち既に利用停止分	④合 計 (①+②-③)	⑤比 率 (③/②)
2003年4月～6月	733	583	320	996	54.9
〃 7月～9月	2,512	1,749	648	3,613	37.0
〃 10月～12月	6,181	5,466	2,489	9,158	45.5
2004年1月～3月	8,792	8,039	4,754	12,077	59.1
〃 4月～6月	7,714	7,687	4,974	10,427	64.7
〃 7月～9月	10,858	8,555	5,340	14,073	62.4
〃 10月～12月	12,913	9,460	8,549	13,824	90.4
2005年1月～3月	10,580	7,700	5,562	12,718	72.2

(4) 未解決の問題

これらの措置にもかかわらず、不正利用口座が根絶されたわけではない。①不正利用目的の口座の発生の防止には限界があること⁽⁹⁾、②不正利用の疑いがあつても、預金取引停止・口座解約の要件を満たしているかどうかの判断が困難な場合があること⁽¹⁰⁾、③不正利用口座に振込みをした被害者等が求めた場合の銀行の「口座凍結義務」やそれを前提とする不法行為責任の存否⁽¹¹⁾、④解約等の後の口座残高の被害者への返金の可否⁽¹²⁾などの問題がある⁽¹³⁾。

本章では、やや基礎的な観点から、これらの問題の前提となる普通預金の取引停止・口座解約の法的意味を検討し、その後、解約等の後の口座残高の取扱いについて検討する。なお、普通預金以外の各種の預金についても共通する問題がありうるが、ここでは問題点を明確にするため、普通預金に絞って考える。

2 普通預金契約と普通預金債権

(1) 概念の区別

検討に先立ち、概念を整理しておきたい。すなわち、本章では、取引の基本となる「普通預金契約」と、この契約を前提とする個別取引により発生する「普通預金債権」とを区別する⁽¹⁴⁾。

(2) 普通預金契約

普通預金契約は、これに基づく個別取引によって金銭消費寄託その他の役務の提供（証券類の取立て、振込金の受入れ、各種料金等の自動支払など）がなされることを保障する枠組みを設定する、期間の定めのない継続的契約である（普通預金規定1条～6条参照）。かつては、普通預金契約は、期間の定めのない消費寄託であると説明されることが多かった⁽¹⁵⁾。しかし、一方で、普通預金契約は、当初、預入れがなくても成立しうるし（メール・オーダーやネット・バンク等の例がある）、途中で、残高がゼロになっても当然に終了はない。また、今日、普通預金契約の決済機能の重要性は広く認められている。そうすると、現在では、普通預金契約を消費寄託というだけではもはや十分ではなく⁽¹⁶⁾、金銭消費寄託を中心とする役務の提供を目的とする契約と解するのが適当である。

ところで、普通預金契約から直ちに預金債権の増減が生じるわけではない。それは、この契約に基づいてなされる個別取引（預入れ、証券の取立てなど）の結果として生じる。普通預金契約は、そのための枠組みを設定する契約（枠契約）とみるべきである。「枠契約」

は、フランス及びドイツで発達している概念であり、銀行取引は、それが用いられる代表的な一領域としてあげられる。フランスでは、当座勘定取引を後続の取引を保障する仕組みを設定する枠契約（contrat-cadre）とみる見解が有力であり、ドイツでも、一般銀行契約を枠契約（Rahmenvertrag）と解する見解がある。普通預金契約は、その枠組みの中で、消費寄託が繰り返され、また、その他の役務が有償又は無償で提供されるためのものと理解するのが実態にも即している⁽¹⁵⁾。

（3）普通預金債権

普通預金債権は、普通預金契約に基づく個別取引により発生する預金者の銀行に対する金銭債権であり、入金の都度、既存の残高と合計された1個の債権となる⁽¹⁶⁾。本章で主として問題となるのは、普通預金契約の解約時点における残高に相当する債権である。普通預金契約をした契約者と普通預金債権の帰属主体は、通常は一致するが、普通預金債権が譲渡された場合などにおいて、分離することもある⁽¹⁷⁾。

（4）その他の言葉

本章では、以上の2つの概念を分析のために用いるが、実際には、これらのほか、①普通預金、②普通預金規定、③普通預金取引、④普通預金口座などの言葉も用いられる。②は普通預金契約の内容となる約款、③は普通預金契約に基づいて行われる取引、④は普通預金契約に基づいて開設された銀行口座、①は以上の諸概念の全部又は一部を表すものと整理しておけば足りるであろう。

以上の区別を前提に、取引停止と口座解約の検討をする。便宜上、後者から始める。

3 普通預金の口座解約

（1）「口座解約」の法的性質

銀行からの預金契約の解約は、従来、主として預金者の倒産に伴う当座勘定取引契約の解約が検討されており⁽¹⁸⁾、普通預金契約の解約が問題となったのは近年のことである。口座解約の概念は、比較的明瞭である。それは、銀行による普通預金契約の解約、すなわち、銀行が普通預金契約を一方的意思表示により将来に向って終了させることである。預金者からの申し出による解約と区別する意味で、強制解約とも呼ばれる⁽¹⁹⁾。

それでは、銀行はどのような場合に解約できるのか。期間の定めのない契約は、原則と

して、契約の一方当事者の解約申入れによって終了し、ただ、突然の解約による相手方の不利益を防止するため、予告が必要とされるに留まる⁽²⁰⁾。また、消費寄託契約においては、受寄者はいつでも返還できる（民法666条・591条2項）。そうすると、普通預金契約は、期間の定めのない契約として、また、消費寄託を重要な要素とする契約として、銀行がいつでも解約することができそうである⁽²¹⁾。

しかし、これに対しては、「銀行の有する公共的使命を考えると、この〔一方的解約〕発動は真にやむをえない場合に限定するのが妥当」だという見解がかねてからある⁽²²⁾。実際、銀行業務には公共性が認められ（銀行法1条1項）、預金口座を通じて提供される銀行の決済サービス及び金融仲介サービスは、経済活動の基盤をなすものとして重要な意味をもつ⁽²³⁾。普通預金契約は、後続の個別取引の枠組みを設定するものとして、預金者にとっても、社会一般にとっても、その継続が極めて重要なものであり、銀行もそのことを認識している。銀行は、また、普通預金という商品を用意し、それを一般の利用に供することにより、全体としては利益を得ているはずである。このような普通預金契約の性質に鑑みると、それは、期間の定めのない契約ではあるが、銀行はやむを得ない事由がなければ解約できないという默示的な合意が一般的に組み込まれているものと解釈すべきであろう。普通預金規定（10条2項・3項）は、約款という形式でその内容を具体化したものだと理解することができる。もっとも、その中には、実質的には、預金契約者のした詐欺を理由とする取消し（同条2項1号）や債務不履行に基づく解除（同項2号）とみるべきものも含まれている。かくして、普通預金規定に基づく銀行の解約は、それらの終了原因も含むところの、広い意味での約定解約権の行使とみることができる。

（2）「口座解約」の要件・効果

そこで問題となるのは、解約事由の約定の効力いかんである。普通預金契約の性質上、解約にはやむを得ない事由が必要であると考え、かつ、消費者契約法10条の適用対象を広く理解すると⁽²⁴⁾、上記約定と同条との関係が問題となりうる。具体的には、「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」（普通預金規定10条2項）という解約事由において、「おそれ」が主観的又は抽象的なものであってもよいとすると、解約にやむを得ない事由を必要とすることが無意味になりかない。したがって、これは、客観的に見て何らかの具体的なおそれがあることを要すると解すべきであろう。改正本人確認法において口座の不正利用の違法性が明確にされたことにより、この「おそれ」の存在を証明しやすくなったわけであり、違法行為に対し、この規定が活用されることが期待される。ただ、そのことと、「おそれ」の上記解釈自体とは、異なるレベル

の問題として理解すべきである。

解約により、普通預金契約は、将来に向って終了する。解約の時点で預金残高があれば、それは預金契約者に返還すべきことになる。この残高債権に対して、違法金融業者の貸付けを受けた者や詐欺行為の被害者がどのような権利を持ち得るのかは、後に検討する。

4 普通預金の取引停止

(1) 「取引停止」の法的性質

取引停止の概念は、それほど明確ではない。従来から、普通預金を含む預金契約について、「預金口座凍結」などの言葉が用いられることがあった。たとえば、外為法に基づき、財務大臣が預金契約に基づく取引について許可を受ける義務を課した場合(外為法21条1項・20条1号等)、「資産凍結」と呼ばれることがある。また、ペイオフについて「預金口座凍結」と呼ばれることがあるが、これは、金融機関の破綻に伴う預金の払戻しの停止に他ならない⁽²⁵⁾。より一般的には、天災その他のやむを得ない理由による臨時休業(銀行法16条1項)の結果としての払戻しの停止もある。さらに、預金者が死亡した場合、遺産分割前は、相続人全員の同意があると確認できるまで、銀行が預金の払戻しに応じないこと⁽²⁶⁾が、預金口座の凍結と呼ばれることがあるようである。このように、「預金口座凍結」という言葉は、預金契約は存続するもののその履行(特に払戻し)が一時的に停止されるという意味で広く用いられているようだが、銀行が債務不履行となる場合もならない場合も含まれていて、多義的である。

一般的には、債務者が契約上の債務の履行をしなくても、債務不履行責任を負わない場合は、いくつかある。同時履行の抗弁権(民法533条)や不安の抗弁権を主張しうるとき、不可抗力により履行が妨げられているとき(民法419条2項参照)、法律の規定により債務の履行を拒絶できるとき⁽²⁷⁾などである。「当事者のコントロールを脱する事件・事故からもたらされた契約履行の短期的障害の場合に適用を見る」「契約の停止」という概念が存在する国もある⁽²⁸⁾。

普通預金規定は、預金取引の停止という概念を用いる(10条2項~4項)が、その明確な定義はされていない。ただ、預金者が改めて利用を希望する場合には、停止の解除がありうるとされるので(10条4項)、解約とは異なり終局的措置ではないことがわかる。他方、効果の面では、取引停止がなされると、預入れ・払戻し・振込入金・口座引落し等ができなくなり、解約の場合と違わない⁽²⁹⁾。

以上のことから、「預金取引の停止」とは、約款によって、銀行が普通預金契約上の諸債

務の履行から一時的に解放されることだと理解できるが、対象となる債務の内容、「解放」の意味、停止事由について、さらに分析を進める必要がある⁽³⁰⁾。そのために、「取引停止」を、枠契約としての普通預金契約上の債務についての停止と、既に発生した普通預金債権の弁済の停止に分けて考えたい。前者を「口座利用の停止」、後者を「払戻しの停止」と呼ぶことにする。

(2) 口座利用の停止

口座利用の停止は、個別取引によって金銭消費寄託その他の役務の提供がなされることを保障する普通預金契約上の債務から銀行が一時的に解放されることである。これは、個別取引がなされる前提条件に関する合意に基づくものである。ここでは、停止期間中、銀行が停止事由の存在により債務不履行責任を免れるというよりも、端的に、債務が生じていないと理解するのが妥当であろう。つまり、一定の事由のあるときは枠契約上の債務の発生自体が停止するということが、普通預金契約の内容となっていると解する。停止事由があるときは、銀行は、証券類の受入れ、振込金の受入れ、各種料金等の自動支払等をする義務を負わない（他から振込みがあったときは、振込入金停止を理由とする入金不能の処理がなされることになるだろう）。

口座利用の停止は、解約よりも軽い措置だから、その要件も軽くてよさそうでもある。しかし、その効果を考えると、停止であっても、預金者に重大な経済的不利益が生じることがある（振込金の受入れを銀行が拒絶した後に振込人が無資力になったため、預金者が振込人からの支払を受けられなくなった場合、銀行が料金等の自動支払を停止したため、預金者の支払先に対する債務不履行が発生し、預金者が期限の利益を喪失したり、債務不履行責任を問われるなどの事態に至る場合など）。他方、口座利用の停止は、銀行にとって、単なる履行の延期ではなく、その期間中は個別取引をする義務を負わないということであり、その意味では終局性をもつ。このような普通預金契約の性質及び口座利用の停止の影響の大きさを考えると、銀行による口座利用の停止も、解約と同様、やむを得ない事由がなければできないという默示的な合意が一般的に組み込まれているものと解すべきであろう。普通預金規定（10条2項・3項）は、約款という形式でその内容を具体的に規定したものだと理解することができる。

もっとも、前掲の表（1(3)）によると、口座解約のうちかなりの高い割合で取引停止が先行している。ここからは、口座の不正利用に対しては、停止が解約の前段階の暫定的措置として機能していることが伺われ、その機能は評価すべきであろう。そうすると、停止も解約も、やむを得ない事由があることが必要だが、停止は、その暫定性ゆえ、銀行が

その時点における標準的な銀行として同事由が存在すると合理的に判断したときは、後にそれが存在しなかったと判明しても、当該銀行には帰責事由がないことになると考えたい。

なお、停止においては、解約とは違って、預金者に対する通知が求められていない（普通預金規定10条2項）。たしかに、緊急の措置として、通知を経ることなく口座の利用を停止する必要がある場合もあるだろう。しかし、預金者が口座利用の停止のあったことを知らないまま、振込金の受け入れや自動支払が拒絶されていたとすると、不測の損害を被る恐れがある。銀行は、口座利用の停止をする際に、又は、それをしてから、遅滞なく、解約に準じた通知を発することが、信義則上、求められることがありえよう⁽³¹⁾。また、少なくとも内部的には停止をした日時を明確にしておく必要がある。

消費者契約法との関係はどうか。普通預金規定による預金取引の停止は、債務不履行 자체を生じさせないので、同法8条1項1号（事業者の債務不履行による損害賠償責任を全部免除する条項）にはあたらないといえそうである⁽³²⁾。もっとも、債務不履行による損害賠償責任の前提となる債務の範囲の限定と、損害賠償責任の免除とは、明確に区別することができます、実質的に事業者の債務不履行責任を全部免除する効果をもつ条項は、同号に該当するという見解もある⁽³³⁾。実際、停止の要件を緩やかに解すると、実質的には免責規定に他ならないということになりかねない。この面からも、停止においても、解約の場合と同様に「やむを得ない事由」が求められていると考えられよう。

（3） 払戻しの停止

口座利用の停止が、停止期間中、個別取引をする義務から銀行を解放するものであるのに対し、普通預金債権の払戻しの停止は、金銭債務の履行の延期であるにすぎない。その法的性質は、一定の事由がある場合には、一時的に払戻しを拒めるという、合意により付与された履行拒絶権の行使である。もっとも、履行拒絶をなしうる期間は、合理的な範囲に限定されると解すべきである。債務者がいつまでも払戻しをしなくてよいとすると、解約された場合（預金残高があれば返還しなければならない）以上の強い効果を認めることになってしまうからである⁽³⁴⁾。そもそも、銀行が払戻しの停止をしても、預金者の側から普通預金契約を解約すれば、普通預金債権の弁済を請求できると言わざるを得ない。銀行が上記の合理的な期間を超えて普通預金債権の払戻しを拒絶するためには、本人確認法6条等の法律の規定のあること、預金契約をした者が預金債権者でないこと、預金契約が無効であり不当利得返還請求も不法原因給付ゆえに認められないことなど、より一般的な根拠が必要になると考える。もっとも、普通預金債権には、履行期までは利息が付され、履行期経過後は遅延損害金が付される（民法419条1項）ので、停止がどの時点まで有効だっ

たのかの実質的効果は、結局は、両者の利率の差に帰着する。

5 解約等の対象となった口座の普通預金債権の帰趨

(1) 不正利用口座をめぐる関係者

最後に、解約・停止の対象となった口座に残っている普通預金債権の取扱いについて検討する。不正に利用された口座に振込みをした者をA、普通預金口座の名義人をB、違法金融業者や詐欺行為者などB名義の口座を不正に利用する者をC、銀行をDとする。DがB名義の普通預金契約を解約し又は預金取引の停止をした場合（以下、解約の場合で代表させる）、残存する普通預金債権はどうなるのだろうか。ここでは、当初Bが開設した普通預金口座が不正使用目的でCに譲渡された場合について検討したい⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾。

(2) 普通預金債権の帰属主体

預金契約の契約者の認定については、普通預金債権の帰属に関する近年の最高裁判決（最二小判平成15年2月21日民集57巻2号95頁、最一小判平成15年6月12日民集57巻6号563頁）を機に、判例上、従来の客観説から一般的な契約法理による当事者確定の方法へという流れのあることが指摘され⁽³⁷⁾、あるいは、そもそも判例が従来とてきた「客観説」 자체が預金契約の当事者の認定法理であったと捉えなおす視点が示されている⁽³⁸⁾。

いずれにせよ、ここでは、口座を開設したBが預金契約者であることは疑いない。さらに、普通預金債権が、入金の都度、既存の残高と合計された1個の債権となると解するとすれば、解約時の普通預金債権の帰属主体も、Bである。このことは、CがBの口座を不正に利用していたとしても変わらない。B C間の普通預金契約上の地位の移転も、普通預金債権の譲渡も、有効とは認められず（民法90条）、少なくともDやAには対抗できないからである⁽³⁹⁾。

(3) 普通預金債権に対して被害者が有する権利行使方法

普通預金債権がBに帰属するとして、Aは、それに対して何らかの権利を行使できるだろうか。Aは、Bに対する不当利得返還請求権のほか、B Cの共同不法行為に基づくB（及びC）に対する損害賠償請求権を有することがある。これらをAのBに対する不当利得返還請求権等と呼ぶことにするが、それに基づき、AはBの預金に対し何ができるかである。

第1に考えられるのは、AのBに対する不当利得返還請求権等を請求債権として、BのDに対する預金債権を差し押さえて、Dから取り立て、又は、転付命令を得る方法である

(40)。最も単純だが、Aは、Bに対し訴えを提起するなどして債務名義を取得する必要があるところ、所在もわからないBに対する債務名義を取得することには困難があり、また、Bの一般債権者との競合が生じうる。

第2に、AのBに対する不当利得返還請求権等を被保全債権として、BのDに対する預金債権を代位行使する方法（民法423条）がある。債権者代位権は裁判外でも行使できるが、Dは、裁判外でAに支払った場合、預金債務の弁済の効力をBに主張するためには、代位権の行使要件が充たされていたことを証明する必要があるので、慎重になるだろう。そこで、AはDに対して代位訴訟を提起することになる。この場合、Aは、被保全債権（Bの不当利得又はB Cの共同不法行為）、及び、保全の必要性（Bの無資力）を証明する必要がある。これらの証明を求めることにより、債務者Bの利益保護が図られる。最近の裁判例（東京地判平成17年3月30日金法1741号41頁、金判1215号6頁⁽⁴¹⁾）で、この方法を認めたものがあるが、実在さえ不明なB名義の預金口座を氏名不詳のCが「所有している」と認定したうえ、保全の必要性を緩やかに解している。不明瞭さはあるが、事案の妥当な解決を重視したものであろう。改正本人確認法の下では、B及びCの行為の違法性が認められやすくなり、被保全債権の証明は容易になる。保全の必要性については、一般的には、それを緩和するのであれば、Bの手続保障に配慮すべきである。

第3に、BのDに対する普通預金債権のうち、CがAに違法に振り込ませた入金分については、Aが何らかの優先的権利をもつという構成である。誤振込みに関する民事判例（前掲最二小判平成8年4月26日）は消極的と見られるが、これはなお追求されるべき方向であろう⁽⁴²⁾。Aの占有を離れた財産が物権であればAが受けられる保護が、債権に形態を変えたがゆえに否定されることの不均衡さは否めない⁽⁴³⁾。たしかに、①普通預金債権は、入金の都度、既存の残高と合計された1個の債権となると解されるし、また、②普通預金口座のもつ決済機能の確保は不可欠である。しかし、①については、Aの振込金がBの普通預金口座という「器」に入っている限りにおいて、なおBの他の一般財産とは分離しているし、Aの振込みによる入金分は計算上は他と区別しうることから、Bの預金債権の一部についてAに優先的権利を認めることは不可能ではないだろう。②が重要だが、少なくとも違法金融・詐欺の被害者の振込みにおいて、取引停止・口座解約によって当該普通預金口座の流動性が失われた場合には、解釈論としてもAの優先的権利を認めやすいのではないか⁽⁴⁴⁾。

第4に、Bを委託者、Dを受託者、Aを受益者とする信託が成立したと構成することによっても、Aの優先的地位が認められる可能性がある。しかし、現在の日本法の下で、このような擬制信託を認めることは、やや突出したものとなるだろう。

(4) 普通預金契約の無効を前提とする不当利得返還請求

以上は、B D間の普通預金契約が有効に成立していることを前提とするものだが、この契約を無効と解して、AのDに対する直接の不当利得返還請求権を認めることはできないだろうか。これが可能なら、Aは、Bの他の債権者と競合することなく、Dに請求できることになる。単純化のため、B Cを一体とみて、A B Dの関係を考える。Bの指図によってAがDに給付したが、A Bの関係にも、B Dの関係にも瑕疵がある場合（二重原因欠如の場合）、AのDに対する不当利得返還請求を認めうるかについて議論がある⁽⁴⁵⁾。Bが不法原因給付（民法708条）としてDに返還請求できない場合に、AのDに対する不当利得返還請求を認めるという考え方には、ありえなくはない。もっとも、預金契約の無効原因としては、いわゆる動機の違法（不法）による公序良俗違反や、他人名義の預金口座開設についてのDの要素の錯誤が考えられるが、預金契約においてこれらの原因による無効を認めうるかどうかについては議論がありうるし、仮に認める立場をとるとしても、具体的な事案で預金契約が無効となる場合は、現実にはほとんど考えられないであろう。

6 結語

本章では、「取引停止・口座解約」という実務で広く用いられている言葉を出発点として、それを理論的に分析していくという手法をとった。その過程で、問題は、普通預金契約の法的性質・構造の理解にあることが確認できた。また、解約等の後の普通預金債権に関する問題についても、一応の検討をした。これにより、これまでやや曖昧であった部分が整理され、問題の所在がいくぶんか明らかになったとすれば、本章の目的はひとまず達成されることになる。

〔注〕

- (1) 三上徹①「普通預金の強制解約」金法1573号（2000年）30頁、同②「銀行の決済機能を悪用する反社会的行為への対応」金法1678号（2003年）16頁、菅原胞治「預金口座の不正利用と金融機関の対応」金法1709号（2004年）9頁、渡辺博己「預金口座の不正利用と金融機関による利用停止・強制解約等」銀法635号（2004年）4頁。
- (2) 麻薬特例法制定の背景には、1988年の国連条約（麻薬及び向精神薬の不正取引防止条約）、及び、政府間機関であるFATF（Financial Action Task Force〔金融活動作業部会。1989年のアルシュ・サミットの合意に基づき設置された〕）が1990年に表明した「40の勧告」がある。麻薬特例法は、1999年に組織的犯罪防止法の制定に伴い、全面改正され、「疑わしい取引の届出」制度も同法に吸収された。また、本人確認法の背景に

は、2000年の国連条約（テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約）がわが国でも2002年に批准されたことがある。以上の経緯については、和仁亮裕=大西善哉「マネー・ローンダリング対策とテロ資金対策——金融機関の責任とリスクを中心に」金法1653号（2002年）24頁。本人確認法制定時の立法関係者の解説として、後藤健二「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の概要」金法1647号6頁、原田一寿①「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律について」銀法608号6頁、同②「本人確認法の実務に関するQ&A」同11頁、同③「本人確認制度および取引記録保存制度に関するQ&A」金法1653号11頁（以上、2002年）。本人確認法の2004年改正については、澤重信「口座不正利用等と本人確認法の改正」金法1728号4頁、石田祐介①「改正本人確認法の概要——預貯金口座の不正利用の防止」金法1730号9頁、同②「振り込め詐欺（オレオレ詐欺）の撲滅に向けて」時の法令1732号40頁、階猛「預金口座の不正譲渡等と不正利用への対応」金法1730号12頁（以上、2005年）。

- (3) 川邊光信「本人確認法と全銀協ガイドラインの相違点」金法1653号（2002年）18頁。
- (4) 斎藤秀典「普通預金規定ひな型等における預金口座の強制解約等に係る規定の制定について」金法1602号（2001年）11頁。
- (5) 渡辺・前掲注(1)5頁。
- (6) 全銀協ホームページ「ニュース」欄2005年5月24日付「盜難通帳による払出し件数・金額等に関するアンケート結果について」による。単位は、①～④は件数（原則として口座単位）、⑤は%。
- (7) 菅原・前掲注(1)10頁。他人名義での預金口座開設による預金通帳の取得は詐欺罪を構成するとされ（最二小決平成14年10月21日刑集56巻8号670頁、長井圓「判批」ジュリ1246号平成14年度重要判例解説（2003年）153頁、伊藤涉「判批」ジュリ1277号（2004年）139頁）、改正本人確認法により、他人名義預金口座の不正利用等を業として行ったものに対し刑罰が課せられるようになり（本人確認法16条の2第3項）、金員を詐取した金融業者に預金口座の売買を仲介した者の帮助者責任が認められることもある（神戸地裁洲本支判平成16年4月20日判時1867号106頁）が、本人確認資料の偽造による不正な口座開設をはじめとして、事実として不正行為が行われること自体を完全に防止することは困難であろう。
- (8) 渡辺・前掲注(1)5頁。
- (9) 大阪地判平成16年1月19日判時1847号44頁、中原利明「システム金融をめぐる下級審裁判例」金法1705号（2004年）4頁参照。これに先立ち、東京高判平成14年11月28日金法1667号94頁は、事案において銀行が払戻し停止等の措置をとる義務はなかったとした

が、場合によっては、払戻しを停止すべき信義則上の義務が生じることもあると認めたものとも読める（遠山浩之「盜難通帳からの振込と被仕向銀行の対応」金法1674号（2003年）43頁）。平野英則「『振り込め詐欺』における被仕向銀行の払戻停止措置義務」金法1733号（2005年）6頁参照。

- (10) 渡辺・前掲注(1)8頁以下は、被害者への返金に応じるにせよ応じないにせよ銀行に不利益が生じる可能性があることを指摘する。
- (11) 銀行側でも、様々な実務的努力を重ねているようである。三上・前掲注(1)②18頁、菅原・前掲注(1)12頁、友松義信「不正利用対策」銀法645号（2005年）28頁など。
- (12) 預金契約と預金債権との区別は、既に知られている。三上・前掲注(1)①32頁（普通預金を「いれもの」と表現）、森田宏樹①「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人＝大村敦志＝滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』299頁・327頁注52、同②「判批」ジュリ1269号平成15年度重要判例解説（2004年）83頁・84頁（「箱」と「箱の中身」の比喩）。そもそも、普通預金規定ひな型9条（譲渡、質入れの禁止）1項は、「この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳」の譲渡等を禁止し、同10条（解約等）は、「預金口座（の）解約」「預金取引（の）停止」を規律していて、契約とそれに基づく権利を区別している。他方、最二小判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁は、振込みがあると振込金額相当の普通預金契約が成立し、同額の普通預金債権が発生すると述べているが、これは、普通預金契約が個別取引の都度成立するものと観念するようであり、基本となる契約関係との関係が不明瞭になっている。
- (13) 寿円秀夫『新銀行実務講座第2巻預金』（1968年）260頁、長谷部茂吉ほか編『新銀行実務百科上巻』（1981年）207頁、鈴木祿弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻預金取引』（1983年）252頁〔野村重信執筆〕、吉原省三編『現代銀行取引法』（1987年）195頁〔川田悦男執筆〕。
- (14) 三上・前掲注(1)①32頁参照。このような見方は、かねてから意識されていた。堀内仁ほか①『銀行実務総合講座第1巻預金』（1980年）〔岩沢真三執筆〕176頁以下は、普通預金契約について、返済期の定めのない消費寄託契約であるとしつつ、「金銭の保管委託とともに預入・払戻しや他商品とのセット化による各種機能サービスを受ける出納預金」としての面を強調し、堀内仁ほか②『新銀行実務講座（1）預金・付随業務』（1987年）12頁〔堀内仁執筆〕は、全銀協の普通預金規定ひな型（1973年）について、預金者と銀行との間に、消費寄託契約のみならず他の契約も成立することを明文化したものであり、普通預金契約が「複合契約」であることを示すものだと指摘していた。
- (15) 枠契約については、中田『継続的取引の研究』（2000年）32頁以下及びそこでの引用文献

を参照。日本でも、普通預金契約を「一個の包括的な契約」と説明する学説は早くからあり（我妻栄『債権各論中巻二』（1962年）742頁）、流動性預金について枠契約と捉える見解も示されている（森田・前掲注（12）②84頁）。

- (16) 我妻・前掲注（15）742頁、鈴木＝竹内編・前掲注（13）252頁〔野村〕、道垣内弘人「普通預金の担保化」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（2000年）43頁・49頁。森田宏樹「振込取引の法的構造——「誤振込」事例の再検討」前同書123頁・139頁、同・前掲注（12）①310頁参照。
- (17) 「預金者」の概念を「預金債権の帰属主体」と「預金契約の当事者」とに分析するものとして、森田・前掲注（12）①327頁注52）、当事者が複数である場合について、拙稿「当事者複数の預金の帰属」金融法務研究会『預金の帰属』（2003年）20頁参照。預金の帰属についてのいわゆる客観説との関係は、後記5（2）参照。
- (18) 田中誠二『新版銀行取引法（四全訂版）』（1990年）175頁。より一般的には、前田庸「当座勘定取引」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法大系第5巻金融取引契約』（1984年）115頁。
- (19) 堀内仁＝大西武士監修『新銀行取引書式集（Ⅲ巻）受信業務編』（1978年）197頁、長谷部ほか編・前掲注（13）207頁、三上・前掲注（1）①など。
- (20) 中田・前掲注（15）136頁。
- (21) 長谷部ほか編・前掲注（13）207頁。
- (22) 堀内ほか・前掲注（14）①227頁〔岩沢〕、同②217頁〔堀内〕。これらは、普通預金規定改正により銀行からの解約が規定される前の論述だが、その趣旨は、改正後も妥当するだろう。なお、他方で、銀行にとっても、解約によって不利益が生じることがあるという指摘もある（三上・前掲注（1）①32頁）。
- (23) 木下信行編『解説改正銀行法』（1999年）17頁以下、川口恭弘『現代の金融機関と法』（2001年）14頁以下、小山嘉昭『詳解銀行法』（2004年）50頁以下、竹濱修「銀行・証券会社の顧客選択の自由と契約関係の解消」立命館法学298号（2005年）189頁・192頁以下。
- (24) 内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説消費者契約法〔補訂版〕』（2003年）179頁。消費者契約法10条の任意規定の意味につき、拙稿「消費者契約法と信義則論」ジュリ1200号（2001年）70頁・74頁、落合誠一『消費者契約法』（2001年）147頁参照。
- (25) 田中・前掲注（18）111頁。
- (26) 須磨美博「法定相続分の預金払戻請求への対応」金法1595号（2000年）6頁参照。
- (27) 本人確認法6条はその例である。原田・前掲注（2）②16頁、同③11頁は、本条について

て、金融機関に契約に基づく義務の履行一般を免責するという、民法の原則に対する特例を明示的に設けたものだと説明する。

- (28) 山口俊夫「フランス法における契約停止Suspension du contratの概念について――契約関係安定のための法技術」私法28号（1966年）115頁、中田『継続的売買の解消』（1994年）132頁。
- (29) 斎藤・前掲注(4)12頁・13頁。
- (30) ここでは、カードの利用停止（2000年12月に普通預金規定ひな型とともに改正されたカード規定〔試案〕12条2項・3項参照）には立ち入らない。カード利用契約は、普通預金契約の従たる契約として位置づけることができよう。
- (31) フランス法において、契約の停止期間中であっても、契約当事者が互いに信義誠実義務を負い続けることにつき、Terré(Fr.), Simler(Ph.) et Lequette(Y.), *Droit civil, Les obligations*, 8^e éd., 2002, p.621.
- (32) 内閣府国民生活局消費者企画課・前掲注(24)137頁。
- (33) 落合・前掲(24)119頁。
- (34) 払戻しの停止中に預金者の相続や第三者の差押えがあった場合も、同様に考えてよい。
- (35) CがBの関知しないままB名義で普通預金契約をした場合もありうるが、この場合には預金契約者がCだと考えると、A C Dの三者の問題となり、本文よりも単純になる。
- (36) このほか、関連問題が2つある。第1に、Dには、預金口座を解約し又は停止する義務があるのか。Aは、Dと直接の契約関係に立つわけではないので、Dに対し、不正に利用された預金口座について解約又は停止を求める契約上の権利をもつわけではない。Dは、一定の場合に不法行為責任が問われることがあるに止まる（注（9）参照）。第2に、Dは、Aの請求があるときは、預金口座に関する情報を提供する義務があるのか（三上徹「振込と取扱銀行に対する照会への対応」金法1664号（2003年）4頁、同・前掲注(1)②）。情報提供の要否は、提供を求めるために用いられた各種の法制度（弁護士法による照会〔弁護士法23条の2〕、訴え提起前における照会〔民訴法132条の2〕など）の趣旨から考えるべきものである。情報を提供したことによる銀行の責任の有無は、銀行の守秘義務の例外及び個人情報保護法上の第三者提供の制限の例外（個人情報保護法23条1項2号〔生命・身体・財産保護のために必要がある場合〕参照）に当るかどうかの問題である。
- (37) 潮見佳男「判批」金法1685号（2003年）43頁、拙稿「判批」法教282号（判例セレクト03）（2004年）18頁、森田・前掲注(12)②84頁参照。内田貴=佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について（下）」NBL809号（2005年）18頁は、事実上の判

例変更であることを強調する。

- (38) 加茂明「判批」法協121巻11号（2004年）215頁。
- (39) このため、普通預金契約解約後に残存する普通預金債権について、Dが債権者確知不能を原因として供託すること（民法494条）は、通常は、認められないことになるだろう。
- (40) 静岡地判平成16年10月15日金法1732号6頁参照。富山地判平成17年4月14日（据裕=高木いづみ「『振り込め詐欺』事件等と金融機関の資金移動取引」金法1741号（2005年）8頁参照）。
- (41) 麻生裕介「判批」金判1219号（2005年）2頁、平野英則「振り込め詐欺の被害者による債権者代位権の行使」金法1743号8頁、1744号47頁（2005年）。
- (42) 岩原紳作『電子決済と法』（2003年）344頁、拙稿「判批」法教194号（1996年）130頁参照。なお、誤振込みの受取人は「誤った振込金相当分を最終的に自己のものとすべき実質的な権利はない」という刑事判例（最二小決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁）を参照。
- (43) 松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性——違法な金銭混和事例を中心にして」林献呈『現代における物権法と債権法の交錯』（1998年）357頁。
- (44) Aが誤ってBの普通預金口座に振り込んだ誤振込みの場合、Bに帰属する普通預金債権についてAに物権的権利を認めることは、普通預金等の決済性預金口座の流動性という法的性質に反する、なぜならば、Bの口座への入金記帳によりAの振込金はその時点での残高債権に「融合」し特定性・同一性を失うからだと述べ、また、Aに先取特権に類似した優先権を付与することも解釈論としては相当に難しいと述べつつも、優先権付与が「望ましい解決の方向」であるとし、立法又は契約の関係規定の改定による解決を検討するものがある（森田・前掲注（16）180頁以下）。ここでは、決済制度の機能の確保と、Aの権利保護との両立が追求されるべきであろう。仮に「融合」を観念するとしても、たとえば、その後の預金残高の変動がないなど、事実上は特定可能な状態のまま、取引停止・口座解約に至り、口座が流動性を失った場合にまで、「融合」の効果を貫徹する必要はないのではないか。
- (45) 四宮和夫『事務管理・不当利得』（1981年）233頁参照。